

燕市耐震改修促進計画

平成 29 年 3 月
(令和 8 年 3 月一部改訂)
燕 市

目 次

第 1 章 計画の目的等	1
1-1 計画の目的	1
1-2 計画の位置付け	1
1-3 計画期間	2
1-4 計画の対象	2
第 2 章 想定される地震の規模・被害の状況	3
2-1 地震による災害	3
2-2 想定される地震の規模・被害の状況	5
第 3 章 建築物の耐震化の現状と目標	10
3-1 建築物の耐震診断・改修を取り巻く状況	10
(1) 住宅の耐震化の現状	10
(2) 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状	11
(3) 震災時の避難所の耐震化の現状	12
3-2 耐震化の目標	13
(1) 住宅の耐震化の目標	13
(2) 特定建築物の目標	14
(3) 公共建築物（市有建築物）の目標	14
第 4 章 建築物の耐震促進を図るための施策	15
4-1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取り組み方針	15
(1) 自助（建築物の所有者等の取り組み）	15
(2) 共助（地域の取り組み）	15
(3) 公助（市・県・国の取り組み）	15
4-2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策	16
(1) 補助・助成事業	17
(2) 税制の優遇策	17
(3) 関係団体の連携	17
4-3 耐震改修等を促進させるための環境の整備	19
(1) 耐震改修等に関する周知徹底の推進	19
(2) 耐震診断・耐震改修に関する情報提供	19
(3) 耐震診断技術者講習会の支援	19
4-4 建築物の総合的な地震対策	20
(1) ブロック塀等の転倒防止	20
(2) 落下物対策	20

(3) 天井材の落下防止対策	20
(4) エレベーター等の安全対策	20
(5) 家具の転倒防止	21
(6) 建築設備の転倒対策	21
4-5 建築物の安全性に関する表示制度	21
4-6 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項	22

第5章 建築物の地震に対する安全性の向上に係る啓発及び知識の普及 23

5-1 耐震化などに関する相談体制の整備及び情報提供の充実	23
(1) 相談体制の整備	23
(2) 情報提供の充実	23
(3) 地震防災教育の推進	24
(4) 地震ハザードマップの作成・公表	24
5-2 リフォームに合わせた耐震改修の誘導	25
5-3 地域との連携	25

附 則	26
-----	----

資 料 編

耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策	1
建築物の耐震改修の促進に関する法律（抜粋）	7
建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（抜粋）	16
耐震改修促進法における規制対象一覧	24
緊急輸送道路を閉塞させる住宅・建築物	25
燕市の自主防災組織	26

第1章 計画の目的等

1-1 計画の目的

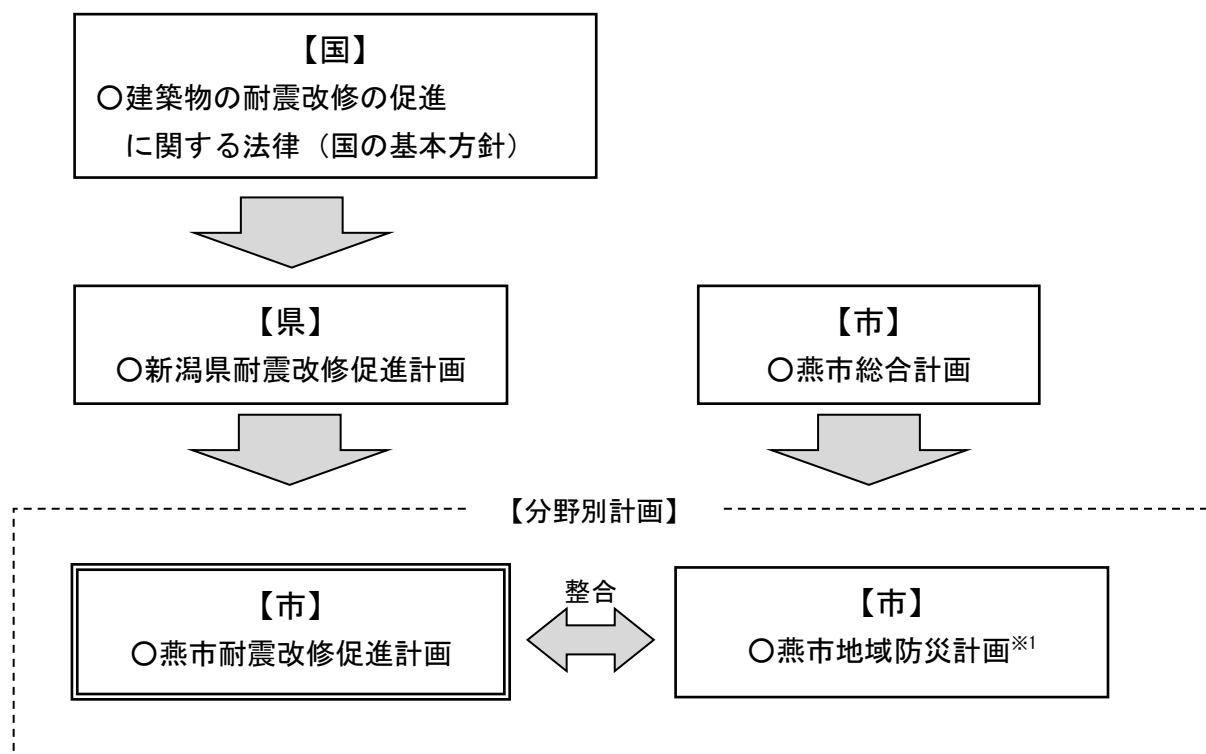
燕市耐震改修促進計画（以下、本計画という）は、市内の住宅、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることにより、都市の防災性を高め、震災から住民の生命及び財産を守ることを目的とします。

なお、燕市（以下、本市という）では、平成 20 年 3 月に本計画を策定致しましたが、平成 25 年 5 月 29 日に建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下、法という）が改正（平成 25 年 11 月 25 日施行）され、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成 28 年国土交通省告示第 529 号）（以下、基本方針という）及び新潟県耐震改修促進計画（平成 28 年 5 月改正）（以下、県計画という）が見直されたことなどを受け、このたび、所要の改定を行うこととしました。

1-2 計画の位置付け

本計画は、法第 6 条に基づき策定し、県計画及び燕市地域防災計画等と整合性のある計画として策定するものです。

図 1-1 本計画の位置付け



※1 災害対策基本法に基づく防災上の総合的な計画

1-3 計画期間

本計画の計画期間は、国の基本方針及び県計画を踏まえて、令和 12 年度までとします。

また、施策の基礎資料となる新たな統計調査の実施や社会情勢の変化等に対応を図るため定期的に検証を行い、必要に応じて計画内容の見直しを行うものとします。

1-4 計画の対象

本計画の対象区域は、燕市全域とします。

耐震診断及び耐震改修の対象とする建築物は、昭和 56 年 6 月の建築基準法改正（現行の耐震基準^{※2}）以前の耐震基準に基づいて設計された、耐震性が不明な建築物及び耐震性を有しない建築物（以下、旧耐震建築物という）とします。

また、非構造部材^{※3}については、上記建築基準法改正後の耐震基準に基づいて設計された建築物（以下、新耐震建築物という）であっても、現行の基準等を満たさない場合は、対象とします。

なお、本計画においては、民間建築物及び市有建築物を対象とします。

（市有建築物以外の公共建築物については、各々の施設設置者による計画に基づき耐震診断・耐震改修が進められるものであることから、本計画の対象からは除外しています。）

※2 現行の耐震基準は、中規模地震（震度 5 強程度）に対してほとんど損傷を受けず、大規模地震（震度 6 強～7 程度）に対して、人命に危害を及ぼすような倒壊・崩壊する被害を生じないことを目標にしています。昭和 56 年の建築基準法の改正を境に「旧耐震基準」と「新耐震基準」に大別されます。

※3 柱、梁、床などの構造体ではなく、天井材や外壁（外装材）など、構造体と区別された部材

第2章 想定される地震の規模・被害の状況

2-1 地震による災害

本市に被害を与えた既往地震について、その被害状況、特徴等は次のとおりです。

なお、当時の調査結果資料にもとづく記載のため、既往地震毎に、被害状況等の単位が異なります。

①1828 年 12 月 18 日（文政 11 年）三条地震（M=6.9）

激震地は信濃川流域の平地で、燕、三条、見附で震度 7、加茂、吉田、分水、与板、三島等で震度 6 と推定される。地割れから水や青い砂を噴出するといった液状化現象の記録が見られる。死者 1,681 人、負傷者 2,572 人、家潰 13,149 戸、焼失 1,083 戸、山崩れ 750 余とされている。

旧燕市での被害は、死者 100 人、負傷者 111 人、家潰 1,151 戸とされている。

②1964 年 6 月 16 日（昭和 39 年）新潟地震（M=7.5）

震度は、新潟県ではかなり広い地域が震度 5 という強震に見舞われた。村上市では一部で震度 6 に匹敵するところがあったとされている。県内のほとんどで被害が発生したが、特に被害が激しかったのは、山形県境から村上市を含む岩船地域と新潟市を中心とする北蒲原、西蒲原地方であり、液状化現象、浸水害、火災などが起こった。死者 14 人、重傷者 46 人、全壊 3,277 戸、半壊 10,966 戸であり、12 件の出火が発生し 402 棟が焼失した。また、山崩れや、道路、港湾・漁港施設、河川堤防、ライフライン施設などに被害を生じた。

旧燕市での被害は、軽傷者 4 人、半壊 6 棟、農業関係被害 3,106 万円で市内の損害の大部分は農耕地の陥没、隆起、亀裂及び農道、用排水路の被害など農業関係に集中した。中でも小池用水路取り入れ口付近が約 30 メートルに渡って陥没したため、近くの水田が一面に冠水したのをはじめ、用水取り入れが不可能になるなどの被害はみられたが土嚢を積んで凌いだ。また、水道関係の施設はその日の夜には復旧し、国鉄弥彦線も巡回のうえ安全が確認されると同時に平常ダイヤで運行した。復旧がかなり遅れたのは電話の市外通話だけで、市内はほとんど影響を受けなかった。軽傷者 4 人とあるが、いずれも小中学生でひざの打撲程度のものであった。

③1995 年 4 月 1 日（平成 7 年）新潟県北部の地震（M=6.0）

4 月 1 日 12 時 49 分、新潟県北部、福島潟付近の地下約 17km を震源とする M6.0 の地震が発生し、新潟、笹神、出雲崎、相川で震度 4、高田、酒田、白川で震度 3 の揺れを観測した。震央付近で家屋の倒壊や破損、墓石の転倒、道路の亀裂、田畑の陥没・隆起等の被害が多く発生した。被害状況から震央付近では局所的に震度 6 以上に達したと推定された。本市での大きな被害は発生しなかった。

④2004 年 10 月 23 日（平成 16 年） 新潟県中越地震（M=6.8）

10 月 23 日 17 時 56 分、新潟県旧川口町を震源とする、M6.8、震源の深さ 13km の直下型の大地震が発生し、震央に位置する旧川口町では震度 7、小千谷市・旧川口町を中心として中越地方一帯で震度 6 弱～震度 6 強の大きな揺れを観測した。本地震の被害は、死者 68 人、重軽傷者 4,795 人、住家被害 121,604 棟であった。

また、広域に渉る交通・ライフラインの破壊、大地すべり・土砂崩壊の誘発等、生活基盤に多大な影響を与えた。

本市では、震度 5 弱の揺れを観測、死者 2 人、家屋の全壊 10 戸、半壊 24 戸、家屋の一部損壊 142 戸の大きな被害が発生した。また、道路、田畑に一部被害が生じた。

⑤2007 年 7 月 16 日（平成 19 年） 新潟県中越沖地震（M=6.8）

7 月 16 日 10 時 13 分、新潟県上中越沖を震源とする M6.8、震源の深さ約 17km の地震が発生し、柏崎市、長岡市、刈羽村で震度 6 強の揺れを観測した。

本地震の被害は、死者 15 人、重軽傷者 2,316 人、住家被害 44,318 棟とであった。

また、柏崎刈羽原子力発電所でも、所内変圧器の火災や、微量の放射性物質の放出のトラブルが発生した。

本市では、震度 5 強を観測し、重傷者 3 人、家屋の全壊 2 戸、半壊 13 戸、一部損壊 881 戸と大きな被害が発生している。

図 2-1 新潟県中越沖地震における燕市の被害状況



出典：燕市『燕市耐震改修促進計画』平成 20 年 3 月

2-2 想定される地震の規模・被害の状況

本計画においては、燕市地域防災計画（平成 29 年 3 月改定）が示す地震が発生した場合について想定します。

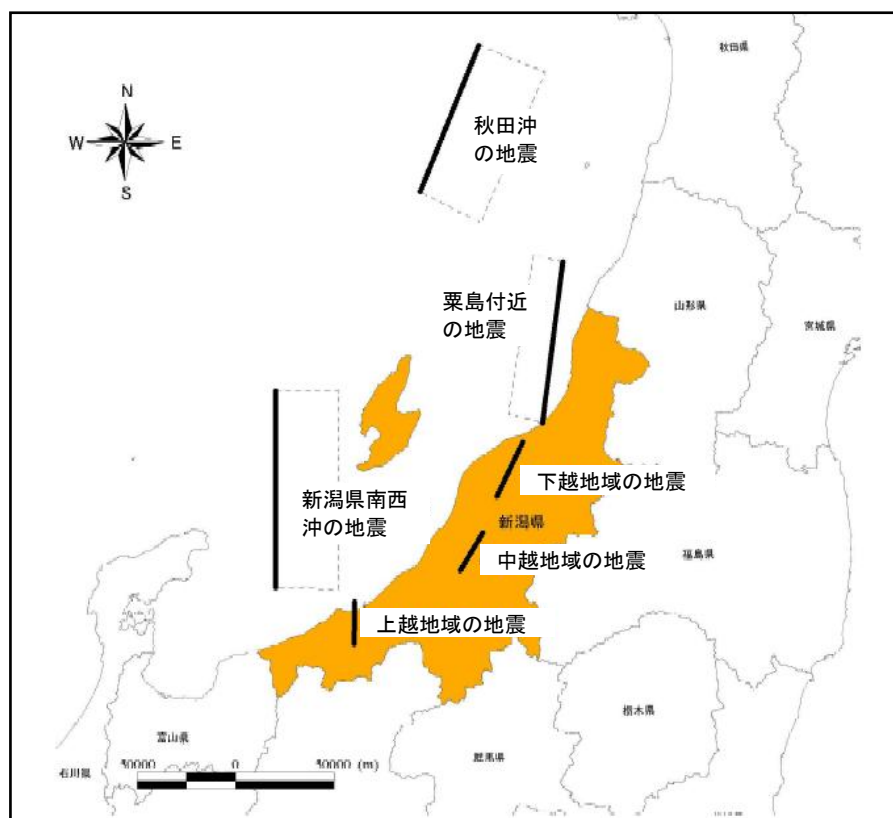
震源諸元 想定地震		マグニ チュード	長さ	幅	傾斜	上端深※	位置等
海域 の地震	秋田沖の地震	7.6	80km	40km	30° E	1km	秋田県西方沖合の震源
	新潟県南西沖の地震	7.7	100km	38km	35° E	2km	佐渡西方から糸魚川市沖合にかけての震源
	粟島付近の地震	7.5	30km	30km	56° W	6km	1964 年新潟地震と同程度の地震
内陸 の地震	下越地域の地震	7.0	32km	12km	90°	6km	新潟市から旧白根市にかけての断層
	中越地域の地震	7.0	20km	10km	90°	4km	見附市から長岡市にかけての断層
	上越地域の地震	7.0	20km	10km	90°	6km	上越市から旧新井市にかけての断層

※断層上端から地表面までの距離

表 2-1 想定地震の諸元

出典：燕市『燕市地域防災計画 震災対策編』平成 29 年 3 月

図 2-2 想定地震の位置と大きさ



出典：燕市『燕市地域防災計画 震災対策編』平成 29 年 3 月

①秋田沖の地震

(ア) 震度及び液状化

地震規模は比較的大きいが、遠方の地震であるため本市に対する影響は少ない。

震度は、東部で震度 5 弱、西部で震度 4 と想定される。液状化の危険性はかなり低い。

(イ) 建物被害及び火災

建物被害及び火災は、発生しないと想定される。

(ウ) 人的被害

人的被害は、発生しないと想定される。

(エ) 交通施設被害

道路及び鉄道とも、通行、運行に支障はないものと想定される。

(オ) ライフライン被害

水道、都市ガス、電力及び電話に影響はないものと想定される。

②新潟県南西沖の地震

(ア) 震度及び液状化

震度は、北部及び東部の一部が震度 5 弱と想定されている以外の広い地域が、震度 5 強と想定される。また、市域の南東部で「液状化の危険はやや高い」とされているが、全体的な危険度はかなり低い。

(イ) 建物被害及び火災

建物被害は半壊・中破が 23 棟と想定されている。火災は発生しないと想定される。

(ウ) 人的被害

重傷者及び避難者は若干発生する程度と想定される。

(エ) 交通施設被害

道路施設被害による通行支障はないものと想定されるが、鉄道は、越後線及び弥彦線が被害危険度が比較的高く想定される。

(オ) ライフライン被害

水道が断水率 3.9%と想定されているものの、都市ガス、電力及び電話に影響はないものと想定される。

③下越地域の地震

(ア) 震度及び液状化

震源地が近くに想定されているため、市東部旧燕市域のほとんどが震度6弱であり、その他の地域でも震度5強になると想定される。液状化は、北部から中央部にかけて「危険が高い」とされているが、液状化が発生するとされるP L値20以上のところは見られない。

(イ) 建物被害及び火災

建物被害は、全壊・大破が約100棟、半壊・中破が約700棟と想定されるが、火災は少ないものと想定される。

(ウ) 人的被害

死者が3人、重傷者が30人ほど、また、軽傷者及び避難者が発生すると想定される。

(エ) 交通施設被害

道路施設被害による通行支障はないものと想定されるが、鉄道はJR越後線に運行支障をきたす可能性がある。

(オ) ライフライン被害

水道が断水率約10%と想定され、電力は約2,100世帯が停電し、電話も1,000回線近く機能支障が起これと想定される。

④中越地域の地震

(ア) 震度及び液状化

震源地が近くに想定されているため、市域南部で6弱、そのほかは広い範囲で震度5強になると想定される。液状化は、南部の一部に「液状化の危険は高い」とされるところも見られるものの、液状化が発生するとされるP L値20以上のところは見られない。

(イ) 建物被害及び火災

建物被害は、半壊・中破する建物が450棟程度発生すると想定されるが、火災は発生しないと想定される。

(ウ) 人的被害

死者はほとんど発生しないものの、重傷者、軽傷者、避難者が発生すると想定される。

(エ) 交通施設被害

道路施設被害による通行支障はないものと想定されるが、鉄道は、越後線、弥彦線に運行支障をきたす可能性がある。

(オ) ライフライン被害

水道が断水率約7%と想定され、電力は2,200世帯が停電すると想定される。

⑤上越地域の地震

(ア) 震度及び液状化

震源地が遠方にあるため、震度は本市全域震度 4 と想定され、液状化の危険性はかなり低い。

(イ) 建物被害及び火災

建物被害及び火災は、発生しないと想定される。

(ウ) 人的被害

人的被害は発生しないと想定される。

(エ) 交通施設被害

道路施設被害による通行支障はないものと想定され、鉄道もほとんど影響はないと想定される。

(オ) ライフライン被害

水道、都市ガス、電力及び電話に影響はないものと想定される。

⑥栗島付近の地震

(ア) 震度及び液状化

市域の東部が震度 5 弱のほかは震度 5 強と想定される。液状化の危険性は全体的に低い。

(イ) 建物被害及び火災

建物被害は若干発生することが想定されるが、火災は発生しないと想定される。

(ウ) 人的被害

重軽傷者が若干発生し避難者が 100 人程度発生すると想定される。

(エ) 交通施設被害

道路及び鉄道とも、通行・運行に支障はないものと想定される。

(オ) ライフライン被害

水道が断水率 4.3%と想定されているものの、都市ガス、電力及び電話に影響はないと想定される。

燕市地域防災計画では、本市において想定される地震の規模とその被害想定を下表のとおりとしています。これによると、建物の想定被害は全壊建物が最大で 98 棟、半壊建物が最大で 713 棟となることが想定されています。

区 分	建物被害棟数		出火・延焼 被害		人 的 被 害			ライフライン			
	地震動・液状化				建物被害・火災等			断水世帯数 (世帯)	ガス供給	停電世帯数 (世帯)	電話支障 (回線)
	全壊 大破 (棟)	半壊 中破 (棟)	出火 件数 (件)	焼失 棟数 (棟)	死者 (人)	重傷 者 (人)	避難 者 (人)				
秋田沖の地震	0	0	0	0	0	0	0	0	継続	0	0
新潟県南西沖の地震	0	23	0	0	0	2	32	1, 232	継続	0	0
下越地域の地震	98	713	1	1	3	28	1, 316	9, 253	継続	2, 099	992
中越地域の地震	36	422	0	0	1	18	637	5, 349	継続	2, 189	604
上越地域の地震	0	0	0	0	0	0	0	0	継続	0	0
粟島付近の地震	0	67	0	0	0	4	105	1, 422	継続	0	0

表 2-2 想定地震の被害状況

出典：燕市『燕市地域防災計画 震災対策編』平成 29 年 3 月

しかし、近年の研究により日本海東縁部に数箇所の地震空白域が存在することが指摘されており、燕市内でも長岡平野西縁断層帯が存在しています。さらに、近年の社会情勢の変化等により被害を拡大する要因が増大するなど、災害の様相も複雑・多様化する傾向にあります。

大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあります。このため、今後、耐震化の促進を通して建築物の被害を減少させていくことが、安心・安全なまちづくりの喫緊の課題とされています。また、地震発生時の被害を最小限にとどめるため、市の地震防災対策を着実にするとともに、住民に対し防災に関する情報を的確に提供し、住民による防災活動の活性化を更に促進することも重要となります。

図 2-3 熊本地震の被害状況



出典：国土交通省国土技術政策総合研究所
『熊本地震における建築物被害の原因分析を行う委員会報告書』平成 28 年 9 月

第3章 建築物の耐震化の現状と目標

3-1 建築物の耐震診断・改修を取り巻く状況

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、平成7年に建築物の耐震改修の促進に関する法律が策定され、本市では平成20年3月に前計画を策定し、建築物の耐震診断及び改修の促進に取り組んできました。

その後、全国的な耐震化の進捗状況や平成23年3月11日に発生した東日本大震災の教訓等を踏まえ、平成25年に法の一部が改正されました。

さらに、平成28年4月14日には熊本地震が発生しました。国土交通省国土技術政策総合研究所「熊本地震における建築物被害の原因分析を行う委員会」より発表された報告書によると、建物構造を問わず、旧耐震建築物については倒壊・大破が見られたものの、新耐震建築物及び耐震改修された建築物については倒壊・大破の被害が少なかったと報告されております。この状況から、今後より一層、旧耐震建築物の耐震診断及び耐震改修に取り組む必要があります。

(1) 住宅の耐震化の現状

本市における住宅の耐震化の状況をみると、住宅総数は約31,500戸のうち、耐震性を満たす住宅は約25,500戸あり、約81.1%の住宅で耐震性があることがわかります。

しかし、耐震性がないと判断される住宅が約6,000戸存在することから、これらの住宅の耐震化を促進することが重要です。

(単位：戸)

総数 (a+b+c)	昭和55年以前		昭和56年以降 (耐震性有) c	耐震化率 (b+c) / (a+b+c)
	耐震性無 a	耐震性有 b		
31,544	5,558	8,341	17,245	81.1

表 3-1 住宅の耐震化の状況

※住戸数は平成28年1月1日時点の固定資産税家屋台帳からの集計です。

※住宅の耐震化率は、住宅・土地統計調査（総務省統計局）及び固定資産税家屋課台帳をもとに推計しています。

(2) 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状

市内に、多数の者が利用する建築物※⁴（以下、特定建築物という）は、182 棟あります。このうち、昭和 56 年 5 月以前に建築されたもの 68 棟のうち、58 棟は耐震性を有するもの又は耐震改修工事の実施により耐震性を有するものです。したがって、多数の者が利用する建築物の耐震化率は約 94.5%となります。

（単位：棟）

総数 (a+b+c)	昭和 56 年 5 月以前		昭和 56 年 6 月以降 (耐震性有) c	耐震化率 (b+c) / (a+b+c)
	耐震性無 (耐震診断未実施を含む) a	耐震性有 b		
182	10	58	114	94.5%

表 3-2 特定建築物の耐震化の状況

※市有建築物及び民間建築物を対象としており、平成 28 年 12 月時点データでの集計です。

上記の特定建築物のうち、市有の特定建築物は 89 棟あり、耐震化は全て完了しました。なお、消防署については、燕消防署が特定建築物に該当します。燕・弥彦総合事務組合消防本部（吉田消防署・防災センター）、分水消防署は特定建築物に該当しません（新耐震建築物です）。

（単位：棟）

	特定建築物の用途	施設名等	昭和56年5月以前の建築物(A)			昭和56年6月以降の建築物(C)	計 (A+C)	現状の耐震化率 (B+C) / (A+C)
			未診断	診断済・耐震性無	改修済み・改修不要(B)			
特定建築物の区分	災害対策本部が設置される施設	市役所庁舎	0	0	0	1	1	100%
	応急対策活動の施設	燕消防署、燕庁舎	2	0	2	0	2	100%
	避難収容の施設	学校、幼稚園、保育園、体育館、文化施設等	36	0	36	41	77	100%
	不特定多数が利用する施設	燕市民交流センター、燕市立図書館、分水多目的屋内運動場	1	0	1	3	4	100%
	特定多数が利用する施設	市営住宅等	1	0	1	4	5	100%
合 計			40	0	40	49	89	100%

表 3-3 市有特定建築物の耐震化の状況

※⁴ 本計画では、下記の用途・規模に該当する多数のものが利用する建築物を特定建築物とします。

- ・小中学校、社会福祉施設等【2 階以上かつ延べ面積 1,000 m²以上】
- ・保育園、幼稚園等【2 階以上かつ延べ面積 500 m²以上】
- ・体育館【延べ面積 1,000 m²以上】
- ・病院、診療所、劇場、集会場、店舗、ホテル、旅館、賃貸共同住宅、事務所、工場等【3 階以上かつ延べ面積 1,000 m²以上】

(単位:棟)

	特定建築物の用途	施設例	昭和56年5月以前の建築物(A)			昭和56年 6月以降の 建築物(C)	計 (A+C)	現状の 耐震化率 (B+C) / (A+C)	
			未診断	診断済・ 耐震性無	改修済み・ 改修不要(B)				
特定建築物の区分	幼稚園、保育園 社会福祉施設	幼稚園、保育園、 特別養護老人ホーム等	2	0	0	2	16	18	100%
	不特定多数が 利用する施設	店舗、ホテル、旅館、 映画館、銀行等	8	5	0	3	12	20	75%
	特定多数が利用する施設	賃貸住宅、事務所、 工場等	7	5	0	2	48	55	91%
合 計			17	10	0	7	76	93	89%

表 3-4 民間特定建築物の耐震化の状況

(3) 震災時の避難所の耐震化の現状

市内に震災時に開設される指定避難所^{※5}及び予備避難所^{※6}の耐震化は全て完了しました。ただし、今後、指定避難所及び予備避難所が追加される場合には見直しを行います。

(単位:ヶ所)

避難所の区分	昭和 56 年 5 月以前の 建築物(A)		昭和 56 年 6 月以降の 建築物(C)	計 (A+C)	現状の 耐震化率 (B+C)/ (A+C)
	耐震改修済	耐震性有(B) (改修不要)			
指定避難所	20	2	17	39	100%
予備避難所	2	8	21	31	100%
合計	23	13	38	74	100%

表 3-5 震災時避難所の耐震化の状況

※5 燕市で震度 5 弱以上の地震が発生した際に自動開設される避難所

※6 市災害対策本部が市内の被害状況等を勘案し、本部からの指示により施設管理者が開設する避難所

3-2 耐震化の目標

平成 20 年 3 月に策定した計画では、平成 27 年度に向けた目標を設定しました。本計画の改定に当たっては、法第 4 条に基づく、国の基本方針や県計画等を踏まえ、令和 12 年度を目標年度とした耐震化率の目標を新たに設定します。

(1) 住宅の耐震化の目標

住宅の耐震化率は、令和 12 年度末までに約 87%を下回らないことを目標とします。

※参考 県の目標値：93%

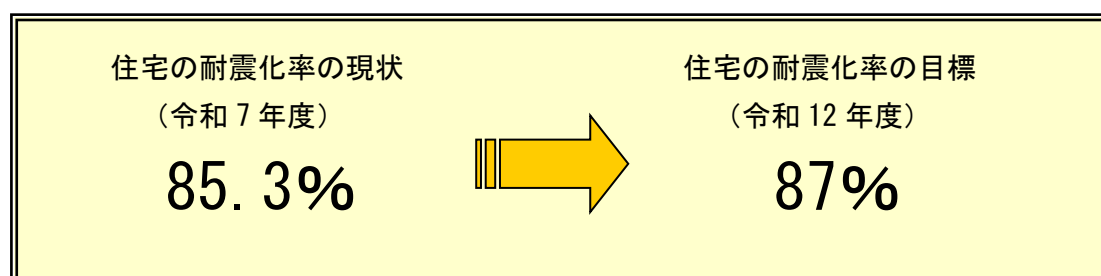
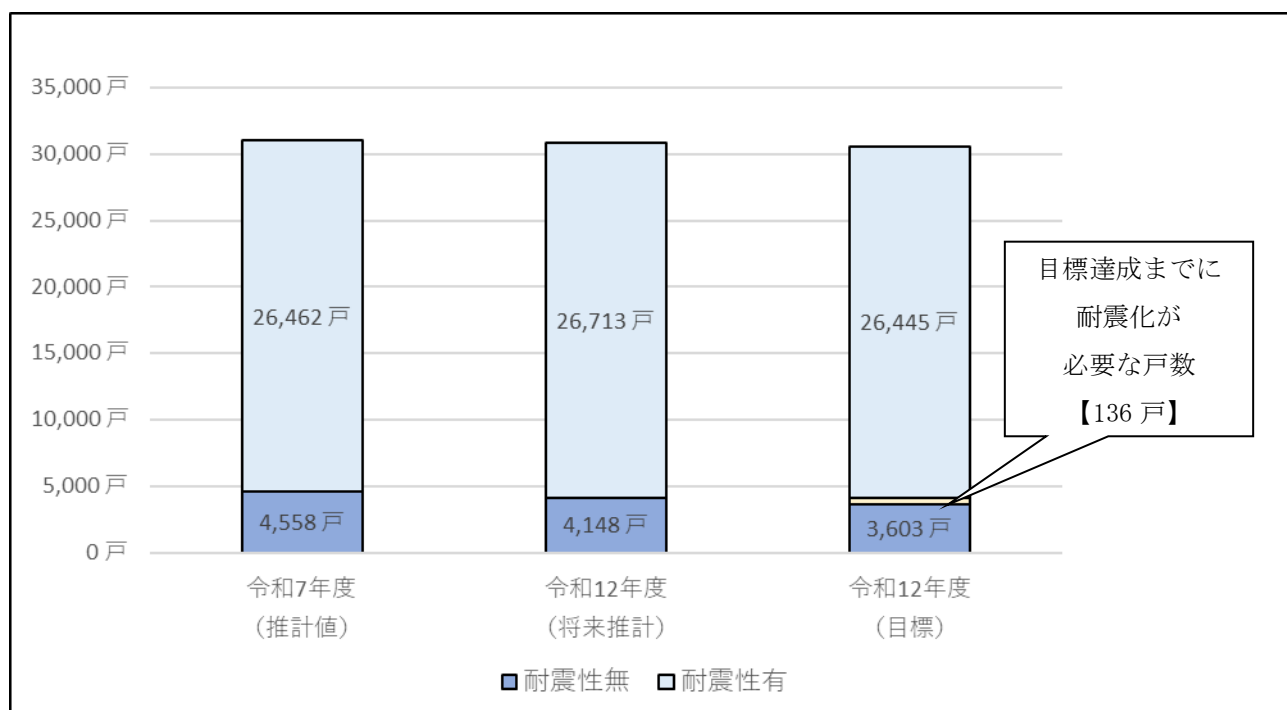


図 3-1 住宅の耐震化の目標



	令和 7 年度 (推計値)	令和 12 年度 (自然更新)	令和 12 年度 (目標)
耐震性を有する戸数	26, 462	26, 713	26, 849
耐震性が無い戸数	4, 558	4, 188	4, 012
目標達成の為、耐震化 を図る必要のある戸数	-	-	136
総戸数	31, 020	30, 861	30, 861
耐震化率	85. 3%	86. 6%	87. 0%

表 3-5 住宅の耐震化の目標

(2) 特定建築物の目標

多数の者が利用することとなる特定建築物については、所有者及び県を始めとした関係団体と連携を図りながら、令和 12 年度までの耐震化の目標を 95%以上として、耐震化に努めていきます。

※参考 県の目標値：95%

(3) 公共建築物（市有建築物）の目標

本市が所有する建築物については、特定建築物及び震災時の避難所の耐震化は完了しました。今後、特定建築物以外の市有建築物についても耐震診断及び耐震改修を検討し、耐震化に努めます。

また、新耐震建築物であっても、平成 25 年には東日本大震災の教訓から建築基準法の一部が改正され、特定天井^{※7}やエレベーター等の新たな基準が設けられました。

そのため、市有建築物においては、特定天井の改修、エレベーターの地震時管制運転装置^{※8}の設置や機器の耐震性強化について検討し、耐震化に努めます。

※7 特定天井とは、吊り天井であって、下記の全てに該当するものを指します。

- ・居室、廊下その他の人が日常立ち入る場所に設けられるもの
- ・高さが 6mを超える天井の部分で、その水平投影面積が 200 m²を超えるものを含むもの
- ・天井面構成部材等の質量が 2 k g /m²を超えるもの

※8 地震等の加速度を検知して、自動的にかごを昇降路の出入口の戸の位置に停止させ、かつ、当該かごの出入口の戸及び昇降路の出入口の戸を開くことなどができることとする安全装置

第4章 建築物の耐震促進を図るための施策

4-1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取り組み方針

(1) 自助（建築物の所有者等の取り組み）

住宅や建築物の耐震化の促進を図るためには、所有者等が耐震診断や耐震改修を行う「自助」が最も重要であり、この「自助」により個々の耐震化が進むことで、地震災害時に建物の倒壊等による道路閉塞を防ぎ、円滑な避難・救助活動が可能となるなど「共助」にも繋がります。

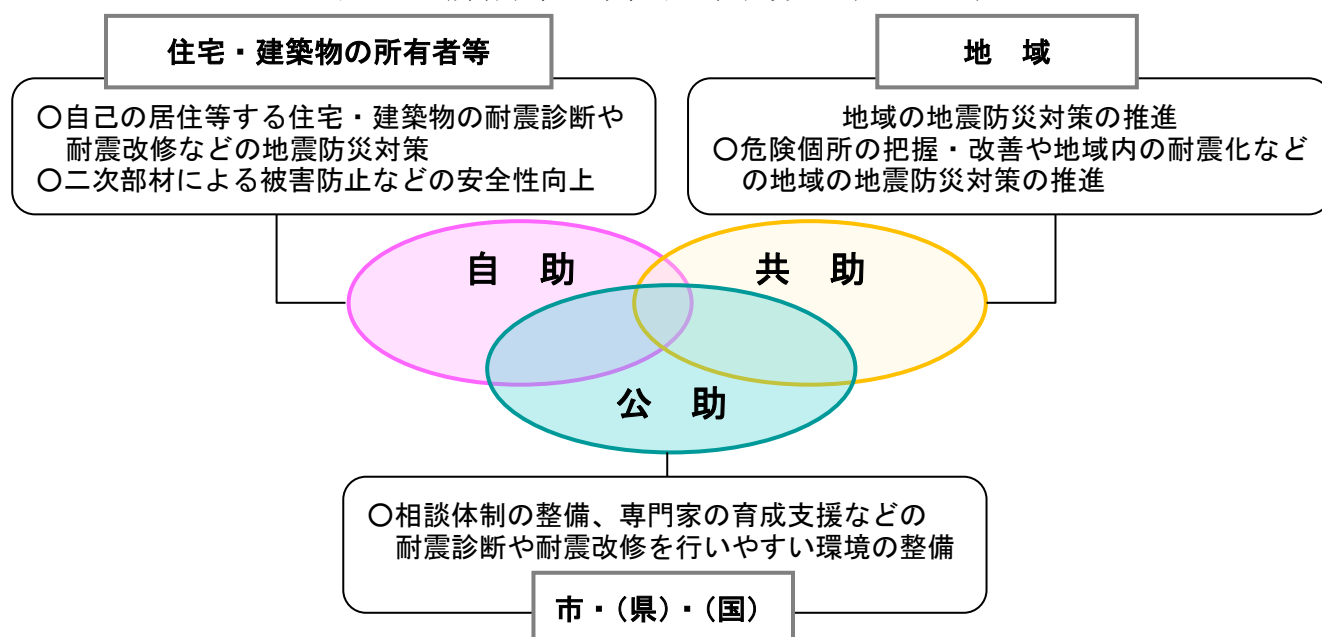
(2) 共助（地域の取り組み）

住宅や建築物の耐震化が進んだとしても、地震によるブロック塀の倒壊や火災等の二次災害によって地域全体が被災してしまう可能性もあります。地域においては、自主防災組織やNPO法人のほか、中越地震及び中越沖震災において大きな役割を果たした地域コミュニティを通じて、日頃から「みんなで安全性を高めていく」といった「共助」の精神のもと、危険箇所の把握・改善や地域内の耐震化などの地震防災対策に取り組むことが望まれます。

(3) 公助（市・県・国の取り組み）

本市は、この「自助」と「共助」による地震防災対策が進みやすいように、県を始めとした関係団体と連携を図りながら、耐震診断や耐震改修に関する情報の充実や相談窓口の設置、技術者の育成支援などといった環境整備の促進に努めます。

図 4-1 所有者、地域、市の役割分担（イメージ）



4-2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

第3章の建築物の耐震化の現状と目標を踏まえ、目標の達成に向けて積極的に取り組む必要があります。

このため、住宅の耐震化に向けた取組として、「燕市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「アクションプログラム」という。）を策定し、毎年度の進捗状況を把握・評価するとともに、アクションプログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を推進します。特定建築物については、所有者等への働きかけの継続強化、耐震化に関する情報提供の充実に努めます。

これらを進める上で、国・県・周辺市町村の行政間の連携を図るとともに、建築関連業界をはじめ地震防災に関わる団体等の連携・協力を努めていきます。

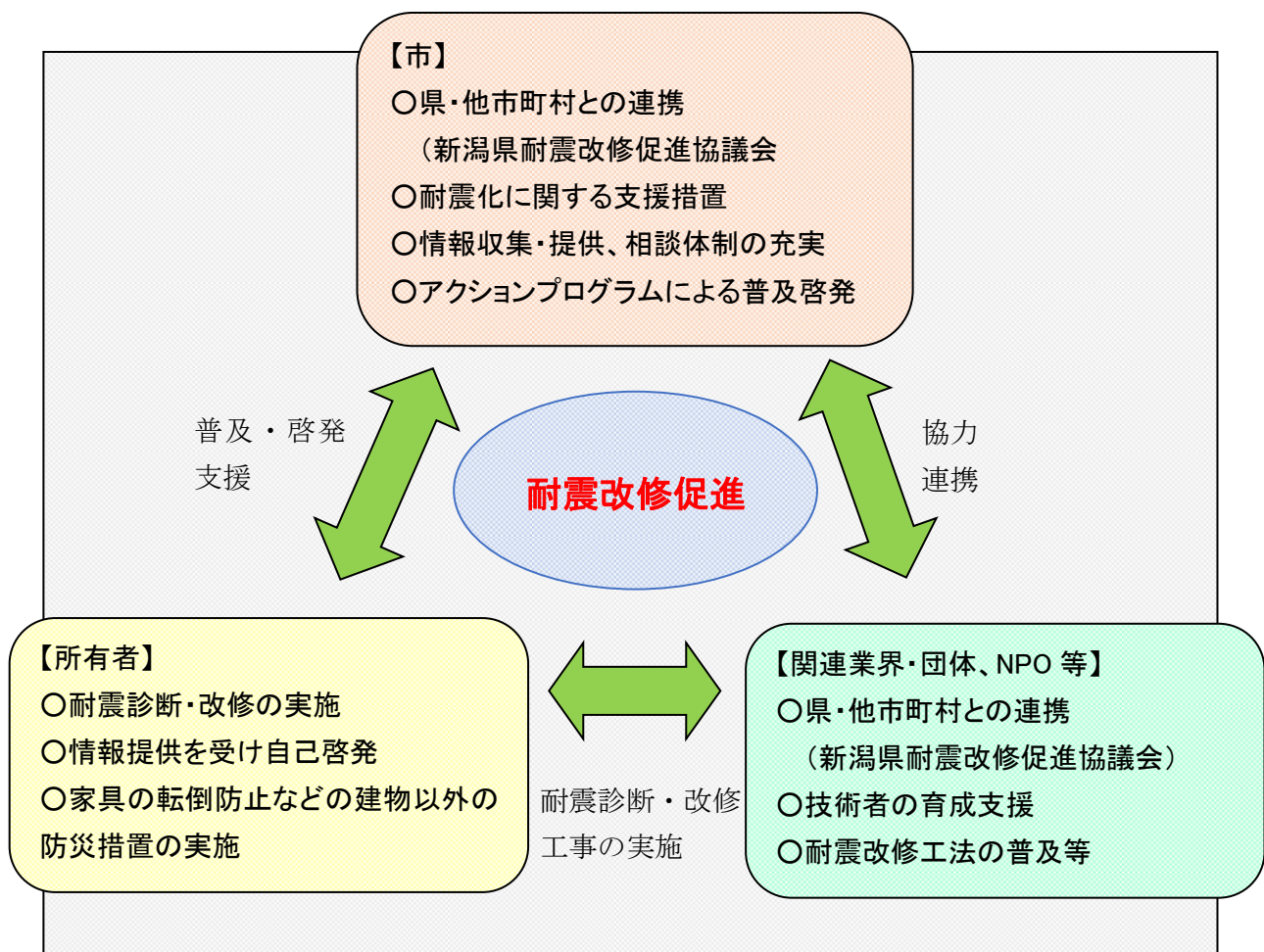


図 4-2 耐震改修の基本的な取り組み

（１）補助・助成事業

本市では建築物の所有者等に対し、耐震診断や耐震改修の重要性について積極的に啓発していくとともに、耐震診断や耐震改修の補助制度や融資制度、耐震改修促進税制等について引き続き周知を図ります。

本市では、一定の要件を満たす住宅の耐震診断、耐震改修、耐震化を目的とした建替、耐震改修工事等を対象に、費用の一部を補助・助成する事業を実施しています。

今後も、本計画に定める目標の達成状況などを勘案し、県や関係団体と連携を図りながら、耐震化を促進させていくために必要な施策を検討し、実施します。

※制度内容は資料編（P. 1～4）に記載

（２）税制の優遇策

耐震改修に関する特例措置として、旧耐震建築物である住宅を改修する際には、一定の要件を満たし申請を行うことにより、所得税額の控除や固定資産税の減額を受けられる制度が設けられています。（※令和 5 年 11 月時点）

「住宅に係る耐震改修促進税制」

○既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除

○既存住宅の耐震改修をした場合の固定資産税の減額措置

※制度内容は資料編（P. 5）に記載

本市では、住民がこれらの税制の特例措置を円滑に活用できるよう取り組み、耐震化促進を図ります。

また、地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災・損壊・埋没または流出による居住用の建物と家財の損害を補償する地震災害専用の保険である地震保険については、対象となる建物の建築年や耐震性能による保険料の割引制度が設けられています。

※制度内容は資料編（P. 6）に記載

（３）関係団体の連携

建築物の耐震化を促進するため、関係団体と連携を図りながら普及啓発活動の実施や技術者の育成支援など各種の取り組みに努めます。

【各種の取り組み】

「新潟県耐震改修促進協議会」（平成 19 年 7 月発足）への参加

☆ 協議会の概要

① 構成：新潟県、県内市町村、目的に賛同して入会する関係団体

② 協議会の所掌事項

a 法第 6 条第 1 項に規定する市町村耐震改修促進計画の作成の支援、指導等に関すること

b 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関すること

- c 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関すること
- d その他耐震化の促進に関して必要な事項

【その他、関係団体一覧】

(一社) 新潟県建築設計事務所協会

(一社) 新潟県建築士会

(一社) 新潟県建築組合連合会

燕市建築設計監理協会

燕市建築設計監理協同組合 他

4-3 耐震改修等を促進させるための環境の整備

建築物の耐震化が適切かつ円滑に進められるように、県及び関係団体と協力して相談体制の整備や制度等の普及啓発、耐震診断技術者の育成等に取り組みます。

(1) 耐震改修等に関する周知徹底の推進

住宅の耐震化を推進するためにはまず耐震診断を行い、個々の住宅の耐震性を的確に把握する必要があります。そのため、関係団体と連携して、耐震診断・耐震改修・建替耐震化に係る補助・助成制度や安全対策に関する情報などについて、普及啓発活動に努めていきます。

(2) 耐震診断・耐震改修に関する情報提供

本市は、県や周辺市町村、関係団体と連携して、所有者等からの耐震診断や耐震改修に関する身近な相談に応じ、補助・助成制度などに関する様々な情報を提供・収集するための窓口整備に取り組めます。

(3) 耐震診断技術者講習会の支援

県や耐震促進協議会では、建築技術者を対象に木造住宅等の耐震診断及び耐震改修に必要な知識の習得を図り、住まいの耐震性確保への対応を目的として、耐震診断技術者講習会の開催をしています。

本市では、県や耐震促進協議会と連携しながら、耐震診断・改修計画の技術向上、及び施工業者への正しい技術指導等を推進する活動について支援していきます。

4-4 建築物の総合的な地震対策

建築物の耐震化のほか、以下の事項を含めた総合的な地震対策を推進します。

(1) ブロック塀等の転倒防止

ブロック塀が倒壊すると、その下敷きになり死傷者が出たり、道路を閉塞することにより、避難や救援活動に支障をきたすことになります。

本市では、ブロック塀の危険性について、パンフレットやホームページ等で住民に周知するとともに、地域からの耐震化促進の取り組みを啓発していきます。

(2) 落下物対策

本市では、地震が発生した際、ガラスの落下する恐れのある建築物や、既存建築物の壁面で傾斜部を有する外壁が直接道路などに落下する危険性がある建築物の所有者等に対し、県や関係団体と連携しながら、適切な施工技術及び補強方法の普及啓発を図ります。

(3) 天井材の落下防止対策

平成 23 年の東日本大震災における大規模空間を有する建築物の天井落下事故を契機に、建築基準法施行令が改正され、天井の脱落防止措置のため、特定天井が新たに定められました。

本市では、特定天井を有する市有建築物の改修を検討するとともに、市有建築物以外の特定天井を有する建築物の所有者に対し、県や関係団体と連携しながら、適切な施工技術及び補強方法の普及啓発を図るとともに、積極的な改修について働きかけていきます。

(4) エレベーター等の安全対策

平成 17 年の千葉県北西部の地震では、首都圏の多くのビルでエレベーターの緊急停止による閉じ込め事故が発生しました。また、平成 18 年に東京都内の共同住宅でエレベーターのかごの戸が開いたまま動き、利用者が挟まれ死亡する事故が発生しました。さらに、平成 23 年の東日本大震災では、エスカレーター等の脱落が複数確認されました。

これらを契機に、建築基準法施行令が改正され、地震時管制運転装置や戸開走行保護装置の設置など安全対策が義務付けられ、エレベーターの機器の耐震性が強化されました。

本市は、既設エレベーター等に対する安全対策に係る情報提供や、住民・事業者からの相談に対応することを検討していきます。また、エレベーターを有する建築物の所有者に対しても、県と協力しながら関係団体に働きかけていきます。

（５）家具の転倒防止

建築物に十分な耐震化が実施されていても、家具の転倒防止策が行われていない場合、死傷の原因となったり、避難等に支障が生じたりすることが考えられます。

このため、身近な住宅内部での地震対策として、家具の固定方法の普及啓発を図ります。また、防災訓練等においても、家具の転倒防止の推進を呼びかけていきます。

（６）建築設備の転倒対策

平成 23 年に発生した東日本大震災を契機に建築基準法施行令が改正されました。住宅に関する給湯設備の転倒防止について新たに基準が定められ、このため、所有者等に対し、県や関係団体と連携しながら、適切な施工技術及び補強方法の普及啓発を図ります。

4-5 建築物の安全性に関する表示制度

住民等が建築物を利用する際、容易に耐震性があることが確認でき、地震に対する安全性が判断できるように、建築物の所有者等に対して、法第 22 条の規定により安全性に係る基準に適合している旨の認定を受け、認定証を見えやすい場所に表示するよう促します。

見本



基準適合認定建築物

この建物は、建築物の耐震改修の促進に関する法律第22条第2項の規定に基づき、耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していると認められます。

建築物の名称

建築物の位置

認定番号

認定年月日

認定者

基準適合認定建築物に係るプレート
(既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会)

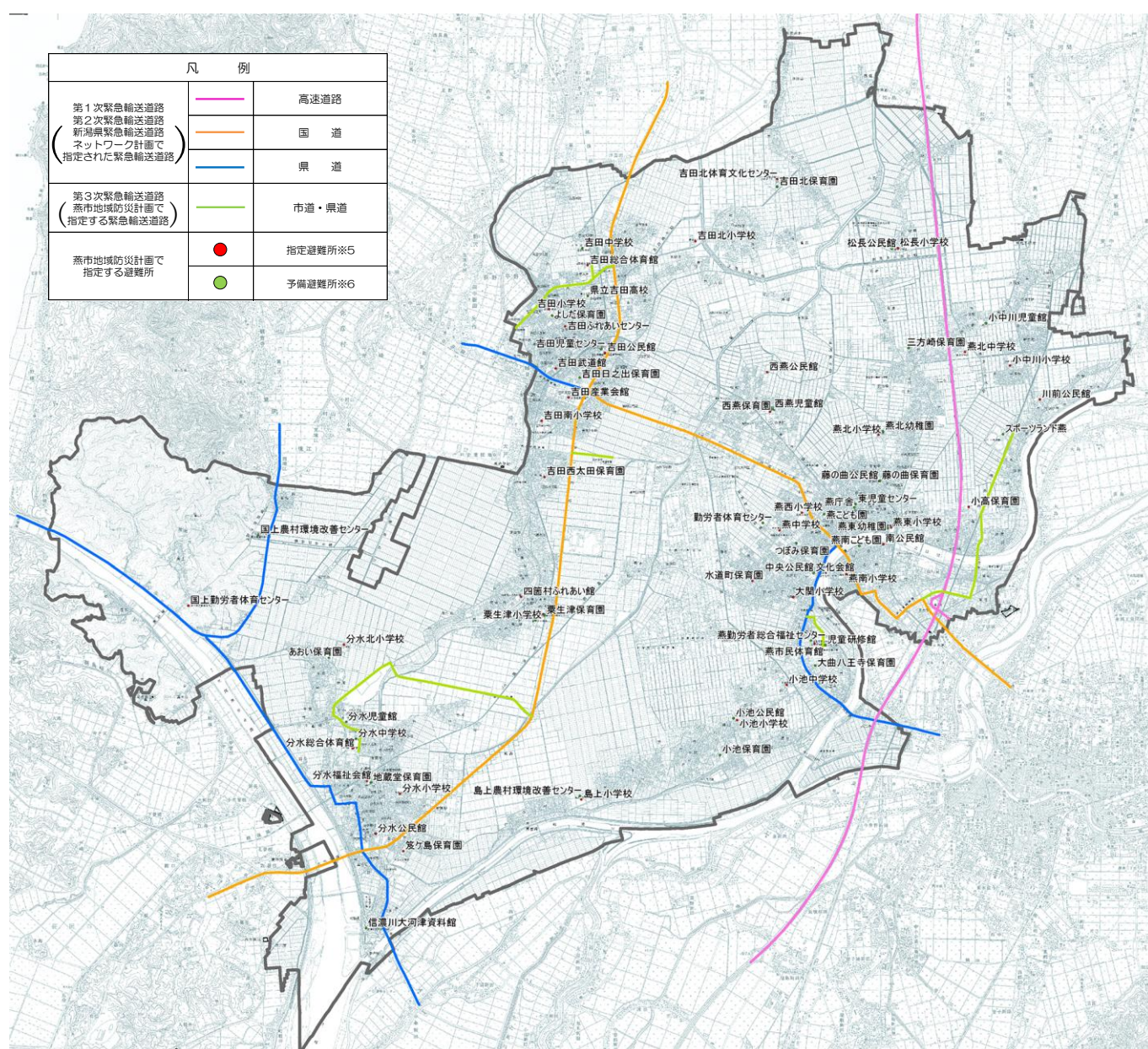
4-6 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項

地震発生時には、住民の円滑な避難、救急・消防活動の実施、緊急物資の輸送等を確実に行うため、道路機能を確保することが非常に重要になります。

県計画では、地震時に通行を確保すべき「緊急輸送道路」を新潟県地域防災計画に定める「新潟県緊急輸送道路ネットワーク計画」に基づき指定しています。

本市では、燕市地域防災計画で指定する緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化を県と連携して促進を図ります。

図 4-2 緊急輸送道路及び避難所



※5（再掲） 燕市で震度5弱以上の地震が発生した際に自動開設される避難所

※6（再掲） 市災害対策本部が市内の被害状況等を勘案し、本部からの指示により施設管理者が開設する避難所

第5章 建築物の地震に対する安全性の向上に係る啓発及び知識の普及

5-1 耐震化などに関する相談体制の整備及び情報提供の充実

住民や建築物の所有者等に対し、建築物の地震に対する安全性の向上についての啓発を行い、住宅及び建築物の耐震化を促していくためには、その地域において発生の恐れがある地震と建物被害の可能性などを住民に伝えることにより、住民の注意を喚起し、防災意識の向上を図ることが重要です。

(1) 相談体制の整備

現在、県や一般社団法人新潟県建築士事務所協会などでは、建築物の耐震改修などに関する相談業務を行っています。本市では、営繕建築課を窓口として、耐震診断の申し込みや各種補助事業の紹介等のほか、住民からの相談に応じていきます。また、木造住宅等の耐震診断や耐震改修等に関する相談も行います。

今後も、継続して相談窓口において、耐震診断・耐震改修のさまざまな相談に応じるとともに、住宅のみでなく、建築物についての相談体制についても整備を図っていきます。

(2) 情報提供の充実

① インターネットによる情報提供

本市では、耐震化に関する情報提供の一環として、インターネットにより耐震化に必要な情報を提供していきます。その内容としては、耐震診断・耐震改修の補助・助成制度の内容や、耐震改修に係る優遇税制、講習会等の開催のお知らせ等様々な情報を掲載していきます。

今後も、これらの情報提供を続けていくとともに、地震の危険情報の提供等について掲載するなど、住民に対して防災や耐震化に関する様々な情報提供を行い、普及啓発に努めます。



インターネット情報例：
「わが家の防災計画」
(燕市)

② パンフレット等の配布と講習会等の活用

本市では、県が行う住宅月間や建築物防災週間の機会に、耐震診断や耐震改修に関するパンフレットの配布等を行うとともに、関係団体が行う住宅・建築物の耐震化に関するセミナー・講習会などの開催を支援していきます。



配布パンフレット例：
「誰でもできるわが家の耐震診断」
(一般財団法人日本建築防災協会)

（３）地震防災教育の推進

住民一人一人が地震に対する危機意識や対応能力を備え、向上させていくためには、家庭や地域において防災意識の普及啓発を図ることが重要であることから、周辺市町村や関係団体と連携した地震防災教育を推進します。

（４）地震ハザードマップの作成・公表

地震ハザードマップは、個々の建築物の所在地が認識可能となる程度の詳細なもので、想定される地震による揺れやすさや危険度などともに、市町村が指定する防災拠点、避難所等を示すものです。本市でも、作成・公表するように努めるものとします。

5-2 リフォームに合わせた耐震改修の誘導

住宅設備の更新やバリアフリー化などのリフォームに合わせて耐震改修を行うことは、コスト面のほかに手間の面でも負担を軽減するなどのメリットがあります。

県はリフォーム事業者と連携し、事業者に対する耐震関連の講習会の開催やリフォーム相談窓口における情報提供を行うことなどによって、リフォームに合わせた耐震改修の普及を促進しています。また、公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センターが運営し、公正で中立な立場から消費者が安心してリフォームを行うために必要な情報を提供する「住まいのダイヤル」について、県や本市の相談窓口において更なる周知を図り、県内事業者の増改築相談員の登録等を促します。

5-3 地域との連携

大規模災害時には、公的機関による支援・救助活動のみならず地域住民による自発的かつ組織的な活動が極めて重要です。住民は「自分たちの地域は自分たちで守る」の意識のもと、積極的に町内会単位等で、自主防災組織づくりを進めるとともに、日ごろから自主防災組織が行う防災訓練等の活動に参加して、防災に関する知識の向上と技術を習得しておくことが望まれます。

本市は、自主防災組織の結成への支援などを通じて、高齢者等を含めた住民の防災意識を高め、自主的な取り組みを促進するとともに、関係機関と連携して災害ボランティアの育成に努めます。

※自主防災組織一覧は資料編（P. 26～30）に記載

（単位：組織）

燕地区	41
吉田地区	52
分水地区	36
計	129

（令和6年11月1日現在）

表 5-1 燕市の自主防災組織数

附 則

次期計画が策定されるまでの間は、本計画を運用することとし、引き続き既存建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るものとする。

資 料 編

記載内容は令和 8 年 3 月時点の内容です。
今後変更がある場合があります。

木造住宅耐震診断及び地震に強い住まいづくりの促進を図るための施策

（助成・補助事業）

燕市木造住宅耐震診断事業

事業主体	燕市
事業概要	この制度は、住宅の耐震診断を希望される方に耐震診断料の全額を補助する制度です。
対象要件	次のすべてに該当する住宅が対象になります。 (1) 燕市内の昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築（または着手）された地上 2 階建て以下の木造住宅であること (2) 1 戸建て住宅（併用住宅は過半以上が居住部分である住宅）であること (3) 国などの特別認定工法以外の住宅であること (4) 過去に耐震診断に係る補助金交付を受けていない住宅であること
補助対象者	次のすべてに該当する人が対象になります。 (1) 住宅の所有者、所有者の親族（3 親等以内）または対象住宅に居住している賃借者等（※賃借者等は所有者の承諾が必要） (2) 燕市税の滞納がない人
市補助額	耐震診断料の全額（耐震診断料は 10～13 万円）

耐震診断の対象となる延床面積	耐震診断料
70 ㎡以下のもの	10 万円
70 ㎡を超え 175 ㎡以下のもの	11 万円
175 ㎡を超えるもの	13 万円

燕市地震に強い住まいづくり支援事業

(耐震改修(部分耐震改修)・耐震建替・住替除却・耐震シェルター等・感震ブレーカー)

事業主体	燕市
事業概要	この制度は、木造住宅の耐震化を希望し、次の条件に該当する人を対象に、耐震改修(部分耐震改修)、耐震建替、住替除却、耐震シェルター等、感震ブレーカーの工事費用を一部補助する制度です。
対象要件	次のすべてに該当する住宅が対象 (1) 燕市内の昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築（または着手）された地上 2 階建て以下の木造住宅であること (2) 1 戸建て住宅（併用住宅は過半以上が居住部分である住宅）であること (3) 国などの特別認定工法以外の住宅であること (4) 事前に耐震診断又は簡易耐震診断を実施した木造住宅で、診断判定の結果、構造評点が 1.0 未満（簡易耐震診断の場合は「倒壊の危険性がある」）と診断されたものであること （注意）耐震改修、部分耐震改修の場合、簡易耐震診断による診断は不可 (5) 土砂災害特別警戒区域外^(※1)であること（住替除却、感震ブレーカーは除く） (6) 高齢者等住宅^(※2)であること（部分耐震改修、耐震シェルター等の場合）
補助対象者	次のすべてに該当する方 (1) 住宅の所有者または所有者の親族（3 親等以内） (2) 燕市税の滞納がない人 (3) 宅地建物取引業を営んでいないもの（法人は対象外） (4) 対象住宅の除却及び住宅建設を実施(工事発注)する者（耐震建替の場合）
対象工事	■耐震改修 耐震診断判定の結果、構造評点が 1.0 未満と診断された住宅の上部構造評点を 1.0 以上に向上させる改修設計および改修工事 ＜省エネ改修工事＞（上乗せ補助） 省エネ基準^(※3)又は ZEH 水準^(※4)に相当させる改修工事（設備費は開口部及び躯体の断熱化工事費と同額まで）
	■部分耐震改修 1 回目：全体の上部構造評点を 0.7 以上に向上させるもしくは 1 階のみ上部構造評点を 1.0 以上に向上させる改修設計および改修工事 2 回目：全体の上部構造評点を 1.0 以上に向上させる改修設計および改修工事（1 回目は省エネ改修工事による上乗せ補助可能）
	■耐震建替 (1) 対象住宅の除却に係る工事 (2) 対象住宅の敷地を含む一団の土地における 1 戸建て住宅の建築工事 ※建築する住宅には「居室・台所・便所・浴室・出入口」が必要 ＜省エネ化工事＞（必須条件） 省エネ基準^(※3)又は ZEH 水準^(※4)に相当させる工事（設備費は、開口部及び躯体の断熱化工事費と同額まで） ※BELS 等による評価書類が必要

対象工事	■住替除却 耐震性のある燕市内の住居（または施設）へ住み替えをするために、現に居住している燕市内の住居を除却する工事
	■耐震シェルター等設置 高齢者等住宅に該当する対象住宅の1階部分に、耐震シェルター、耐震ベッド、耐震テーブルを設置する工事
	■感震ブレーカー設置 対象住宅に感震ブレーカーを設置する工事
補助額	■耐震改修 工事費（消費税相当額を除く）の5分の4（上限140万円） ＜省エネ改修工事＞（上乗せ補助） (1) 省エネ基準：工事費（消費税相当額を除く）の5分の2（上限30万円） (2) ZEH水準：工事費（消費税相当額を除く）の5分の4（上限70万円）
	■部分耐震改修 工事費（消費税相当額を除く）の5分の4 1回目：上限70万円 2回目：上限70万円（2回目は省エネ改修工事による上乗せ補助可能） ＜省エネ改修工事＞（上乗せ補助） (1) 省エネ基準：工事費（消費税相当額を除く）の5分の2（上限30万円） (2) ZEH水準：工事費（消費税相当額を除く）の5分の4（上限70万円）
	■耐震建替 工事費（消費税相当額を除く）の5分の4（上限110万円） （子育て世帯住宅^{（※5）}の場合は、上限140万円） ＜省エネ化工事＞（必須条件） (1) 省エネ基準：工事費（消費税相当額を除く）の5分の2（上限30万円） (2) ZEH水準：工事費（消費税相当額を除く）の5分の4（上限70万円）
	■住替除却 工事費（消費税相当額を除く）の23%（上限50円）
	■耐震シェルター等設置 工事費（消費税相当額を除く）の2分の1（上限30万円）
	■感震ブレーカー設置 工事費（消費税相当額を除く）の5分の4（上限5万円）

設計者及び 工事監理者 の資格	■耐震改修・部分耐震改修 次のすべてに該当する方 (1) 建築士会西蒲原支部等による木造住宅の耐震診断および補強方法に係る講習を受け、その修了証の交付を受けたもの (2) 一級、二級建築士または木造建築士 ■耐震建替 (1) 一級、二級建築士または木造建築士
工事施工者 の資格	新潟県内に事業所、支店、営業所を有する法人または個人事業者

- (※1) 土砂災害特別警戒区域：土砂災害が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずる恐れがあるとして県が指定する区域
- (※2) 高齢者住宅：高齢者（65歳以上）を含む世帯または要介護認定者、要支援認定者、身体障害手帳交付者、療育手帳交付者もしくは精神障害者保健福祉手帳交付者を含む世帯が居住する住宅
- (※3) 省エネ基準：建築物の性能について、エネルギー消費量に基づいた評価をする際の基準となる性能（外皮熱性能と一次エネルギー消費量の2つの基準から評価される）
- (※4) ZEH 水準：断熱等性能等級5以上の基準を満たし、かつ再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量が省エネ基準の基準値から20%削減となる省エネ性能の水準
- (※5) 子育て世帯住宅：高校生年代まで（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）の子を有する世帯が居住する住宅

（税制の優遇策）

所得税額の特別控除

根拠法令	租税特別措置法第 41 条の 19 の 2 第 1 項
概要	旧耐震基準（昭和 56 年 5 月 31 日以前の耐震基準）により建築された家屋に対し、現行の耐震基準に適合させる耐震改修工事を行った場合又は耐震改修工事と併せて増改築等工事を行った場合について、所得税から控除されます。
控除額	控除額詳細については国交省HP等参照
対象要件	①減税申請者が主として居住の用に供する家屋であること ②改修前の家屋が現行の耐震基準に適合していないものであること ③現行の耐震基準に適合させるための耐震改修工事であること ④家屋が昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築されたものであること ⑤改修工事を令和 10 年 12 月 31 日までにやっていること ⑥前頁（イ）の控除の適用を受ける場合、自己の所有する家屋であって、かつ、合計所得金額が 2000 万円以下であること

出典：国土交通省 特設サイト「「家族を思う、強い家～大地震に備える耐震改修～」補助金・支援制度について

固定資産税の減額

根拠法令	地方租税施行規則附則第 7 条第 6 項
概要	昭和 57 年 1 月 1 日以前から所在する家屋に対し、現行の耐震基準に適合する耐震改修工事を行った場合について、翌年度分の固定資産税が 2 分の 1 に減額されます。 （当該住宅が、耐震改修工事の完了前に通行障害既存耐震不適格建築物であった場合には、2 年度分が 2 分の 1 に減額されます。）
対象要件	①昭和 57 年 1 月 1 日以前から所在する家屋であること ②現行の耐震基準に適合する耐震改修であること ③耐震改修工事費が、50 万円（税込）を超えていること ④店舗等併用家屋の場合、床面積の 2 分の 1 以上が居住用であること ⑤改修工事を令和 13 年 3 月 31 日までにやっていること

出典：国土交通省 特設サイト「「家族を思う、強い家～大地震に備える耐震改修～」補助金・支援制度について

住宅の地震保険の割引制度の概要

事業主体	財務省
概要	建築年または耐震性能により、居住用建物およびこれに収容される家財に対し10%～50%の割引が適用されます（重複不可）

割引制度	割引の説明	保険料の割引率	
免震建築物割引	対象物件が、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく「免震建築物」である場合	50%	
耐震等級割引	対象物件が、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に規定する日本住宅性能表示基準に定められた耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）または国土交通省の定める「耐震診断による耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）の評価指針」に定められた耐震等級を有している場合	耐震等級 3	50%
		耐震等級 2	30%
		耐震等級 1	10%
耐震診断割引	地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、建築基準法（昭和 56 年 6 月 1 日施行）における耐震基準を満たす場合	10%	
建築年割引	対象物件が、昭和 56 年 6 月 1 日以降に新築された建物である場合	10%	

出典：財務省『地震保険制度の概要』

建築物の耐震改修の促進に関する法律（抜粋）

（平成七年十月二十七日）

（法律第百二十三号）

（令和八年四月一日 施行）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。

2 この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替若しくは一部の除却又は敷地の整備をすることをいう。

3 この法律において「所管行政庁」とは、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）の規定により建築主事又は建築副主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、同法第九十七条の二第一項若しくは第二項又は第九十七条の三第一項若しくは第二項の規定により建築主事又は建築副主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

（国、地方公共団体及び国民の努力義務）

第三条 国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあっせん、資料の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。

4 国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

第二章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等

（基本方針）

第四条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項
- 二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項
- 三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項
- 四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項
- 五 次条第一項に規定する都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

3 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県耐震改修促進計画）

第五条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「都道府県耐震改修促進計画」という。）を定めるものとする。

2 都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
- 二 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
- 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
- 四 建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項

五 その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

3 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。

- 一 病院、官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物で政令で定めるものであって、既存耐震不適格建築物（地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（以下「耐震関係規定」という。）に適合しない建築物で同法第三条第二項の規定の適用を受けているものをいう。以下同じ。）であるもの（その地震に対する安全性が明らかでないものとして政令で定める建築物（以下「耐震不明建築物」という。）に限る。）について、耐震診断を行わせ、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該建築物に関する事項及び当該建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
- 二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路

その他国土交通省令で定める道路（以下「建築物集合地域通過道路等」という。）に限る。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物（地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物（第十四条第三号において「通行障害建築物」という。）であって既存耐震不適格建築物であるものをいう。以下同じ。）について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

三 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項

四 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。）第三条第四号に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅（特定優良賃貸住宅法第六条に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。）を活用し、第十九条に規定する計画認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者（特定優良賃貸住宅法第三条第四号に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。）に対する仮住居を提供することが必要と認められる場合 特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項

五 前項第一号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）又は地方住宅供給公社（以下「公社」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合 機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項

4 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に前項第一号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該建築物の所有者（所有者以外に権原に基づきその建築物を使用する者があるときは、その者及び所有者）の意見を聴かなければならない。

5 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に第三項第五号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社の同意を得なければならない。

6 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。

7 第三項から前項までの規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。

（市町村耐震改修促進計画）

第六条 市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「市町村耐震改修促進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村耐震改修促進計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

二 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

四 建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項

五 その他当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

3 市町村は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。

一 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等に限る。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項

4 市町村は、市町村耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、市町村耐震改修促進計画の変更について準用する。

第三章 建築物の所有者が講ずべき措置

(要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震診断の義務)

第七条 次に掲げる建築物（以下「要安全確認計画記載建築物」という。）の所有者は、当該要安全確認計画記載建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期限までに所管行政庁に報告しなければならない。

- 一 第五条第三項第一号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された建築物 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限
- 二 その敷地が第五条第三項第二号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。） 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限
- 三 その敷地が前条第三項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限り、前号に掲げる建築物であるものを除く。） 同項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された期限

(要安全確認計画記載建築物に係る報告命令等)

第八条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の所有者が前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができる。

- 2 所管行政庁は、前項の規定による命令をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
- 3 所管行政庁は、第一項の規定により報告を命じようとする場合において、過失がなく、当該報告を命ずべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、耐震診断を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該報告をすべき旨及びその期限までに当該報告をしないときは、所管行政庁又はその命じた者若しくは委任した者が耐震診断を行うべき旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

(耐震診断の結果の公表)

第九条 所管行政庁は、第七条の規定による報告を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。前条第三項の規定により耐震診断を行い、又は行わせたときも、同様とする。

(通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断に要する費用の負担)

第十条 都道府県は、第七条第二号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

- 2 市町村は、第七条第三号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

（要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震改修の努力）

第十一条 要安全確認計画記載建築物の所有者は、耐震診断の結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該要安全確認計画記載建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

（要安全確認計画記載建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等）

第十二条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、基本方針のうち第四条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項（以下「技術指針事項」という。）を勘案して、要安全確認計画記載建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要安全確認計画記載建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（要安全確認計画記載建築物に係る報告、検査等）

第十三条 所管行政庁は、第八条第一項並びに前条第二項及び第三項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、要安全確認計画記載建築物の地震に対する安全性に係る事項（第七条の規定による報告の対象となる事項を除く。）に関し報告させ、又はその職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地若しくは要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（特定既存耐震不適格建築物の所有者の努力）

第十四条 次に掲げる建築物であつて既存耐震不適格建築物であるもの（要安全確認計画記載建築物であるものを除く。以下「特定既存耐震不適格建築物」という。）の所有者は、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、その結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

一 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであつて政令で定める規模以上のもの

二 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であつて政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

三 その敷地が第五条第三項第二号若しくは第三号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路又は第六条第三項の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物

(特定既存耐震不適格建築物に係る指導及び助言並びに指示等)

第十五条 所管行政庁は、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、次に掲げる特定既存耐震不適格建築物（第一号から第三号までに掲げる特定既存耐震不適格建築物にあつては、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものであつて政令で定める規模以上のものに限る。）について必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物

二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定既存耐震不適格建築物

三 前条第二号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物

四 前条第三号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定既存耐震不適格建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、特定既存耐震不適格建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地若しくは特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

5 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(一定の既存耐震不適格建築物の所有者の努力等)

第十六条 要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物以外の既存耐震不適格建築物の所有者は、当該既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

- 2 所管行政庁は、前項の既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、当該既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

第五章 建築物の地震に対する安全性に係る認定等

（建築物の地震に対する安全性に係る認定）

第二十二条 建築物の所有者は、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁に対し、当該建築物について地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定を申請することができる。

- 2 所管行政庁は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る建築物が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していると認めるときは、その旨の認定をすることができる。
- 3 前項の認定を受けた者は、同項の認定を受けた建築物（以下「基準適合認定建築物」という。）、その敷地又はその利用に関する広告その他の国土交通省令で定めるもの（次項において「広告等」という。）に、国土交通省令で定めるところにより、当該基準適合認定建築物が前項の認定を受けている旨の表示を付することができる。
- 4 何人も、前項の規定による場合を除くほか、建築物、その敷地又はその利用に関する広告等に、同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（基準適合認定建築物に係る認定の取消し）

第二十三条 所管行政庁は、基準適合認定建築物が前条第二項の基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の認定を取り消すことができる。

（基準適合認定建築物に係る報告、検査等）

第二十四条 所管行政庁は、前条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、第二十二条第二項の認定を受けた者に対し、基準適合認定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地若しくは基準適合認定建築物の工事現場に立ち入り、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

附 則

（要緊急安全確認大規模建築物の所有者の義務等）

第三条 次に掲げる既存耐震不適格建築物であって、その地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模なものとして政令で定めるもの（要安全確認計画記載建築物であって当該要安全確認計画記載建築物に係る第七条各号に定める期限が平成二十七年十二月三十日以前であるものを除く。以下この条において「要緊急安全確認大規模建築物」という。）の所有者は、当該要緊急安全確認大規模建

建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を同月三十一日までに所管行政庁に報告しなければならない。

一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する既存耐震不適格建築物

二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する既存耐震不適格建築物

三 第十四条第二号に掲げる建築物である既存耐震不適格建築物

2 第七条から第十三条までの規定は要安全確認計画記載建築物である要緊急安全確認大規模建築物であるものについて、第十四条及び第十五条の規定は要緊急安全確認大規模建築物については、適用しない。

3 第八条、第九条及び第十一条から第十三条までの規定は、要緊急安全確認大規模建築物について準用する。この場合において、第八条第一項中「前条」とあり、並びに第九条及び第十三条第一項中「第七条」とあるのは「附則第三条第一項」と、第九条中「前条第三項」とあるのは「同条第三項において準用する前条第三項」と、第十三条第一項中「第八条第一項」とあるのは「附則第三条第三項において準用する第八条第一項」と読み替えるものとする。

4 前項において準用する第八条第一項の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。

5 第三項において準用する第十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五十万円以下の罰金に処する。

6 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても当該各項の刑を科する。

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（抜粋）

（平成七年十二月二十二日）

（政令第四百二十九号）

（令和七年四月一日 施行）

（都道府県知事が所管行政庁となる建築物）

第一条 建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第三項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十七条の二第一項又は第二項の規定により建築主事又は建築副主事を置く市町村の区域内のものは、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第四百四十八条第一項第一号又は第二号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物とする。

2 法第二条第三項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項又は第二項の規定により建築主事又は建築副主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物（第二号に掲げる建築物にあつては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。）とする。

一 延べ面積（建築基準法施行令第二条第一項第四号に規定する延べ面積をいう。）が一万平方メートルを超える建築物

二 その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、建築基準法第五十一条（同法第八十七条第二項及び第三項において準用する場合を含む。）（市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあつては、卸売市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。）並びに同法以外の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物

（都道府県耐震改修促進計画に記載することができる公益上必要な建築物）

第二条 法第五条第三項第一号の政令で定める公益上必要な建築物は、次に掲げる施設である建築物とする。

一 診療所

二 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第四号に規定する電気通信事業の用に供する施設

三 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第十六号に規定する電気事業の用に供する施設

四 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十一項に規定するガス事業の用に供する施設

五 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法

律第百四十九号) 第二条第三項に規定する液化石油ガス販売事業の用に供する施設

六 水道法(昭和三十二年法律第百七十七号) 第三条第二項に規定する水道事業又は同条第四項に規定する水道用水供給事業の用に供する施設

七 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号) 第二条第三号に規定する公共下水道又は同条第四号に規定する流域下水道の用に供する施設

八 熱供給事業法(昭和四十七年法律第八十八号) 第二条第二項に規定する熱供給事業の用に供する施設

九 火葬場

十 汚物処理場

十一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号。次号において「廃棄物処理法施行令」という。) 第五条第一項に規定するごみ処理施設

十二 廃棄物処理法施行令第七条第一号から第十三号の二までに掲げる産業廃棄物の処理施設(工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理を行うものを除く。)

十三 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号) 第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供する施設

十四 軌道法(大正十年法律第七十六号) 第一条第一項に規定する軌道の用に供する施設

十五 道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号) 第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する施設

十六 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号) 第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供する施設

十七 自動車ターミナル法(昭和三十四年法律第百三十六号) 第二条第八項に規定する自動車ターミナル事業の用に供する施設

十八 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号) 第二条第五項に規定する港湾施設

十九 空港法(昭和三十一年法律第八十号) 第二条に規定する空港の用に供する施設

二十 放送法(昭和二十五年法律第百三十二号) 第二条第二号に規定する基幹放送の用に供する施設

二十一 工業用水道事業法(昭和三十三年法律第八十四号) 第二条第四項に規定する工業用水道事業の用に供する施設

二十二 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号) 第二条第十号に規定する地域防災計画において災害応急対策に必要な施設として定められたものその他これに準ずるものとして国土交通省令で定めるもの
(耐震不明建築物の要件)

第三条 法第五条第三項第一号の政令で定めるその地震に対する安全性が明らかでない建築物は、昭和五十六年五月三十一日以前に新築の工事に着手したものとす

る。ただし、同年六月一日以後に増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事（次に掲げるものを除く。）に着手し、建築基準法第七条第五項、第七条の二第五項又は第十八条第二十二項若しくは第二十六項の規定による検査済証の交付（以下この条において単に「検査済証の交付」という。）を受けたもの（建築基準法施行令第百三十七条の十四第一号に定める建築物の部分（以下この条において「独立部分」という。）が二以上ある建築物にあつては、当該二以上の独立部分の全部について同日以後にこれらの工事に着手し、検査済証の交付を受けたものに限る。）を除く。

- 一 建築基準法第八十六条の八第一項の規定による認定を受けた全体計画に係る二以上の工事のうち最後の工事以外の増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事
- 二 建築基準法施行令第百三十七条の二第三号に掲げる範囲内の増築又は改築の工事であつて、増築又は改築後の建築物の構造方法が同号イに適合するもの
- 三 建築基準法施行令第百三十七条の十二第一項に規定する範囲内の大規模の修繕又は大規模の模様替の工事
（通行障害建築物の要件）

第四条 法第五条第三項第二号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める距離（これによることが不適當である場合として国土交通省令で定める場合においては、当該前面道路の幅員が十二メートル以下のときは六メートルを超える範囲において、当該前面道路の幅員が十二メートルを超えるときは六メートル以上の範囲において、国土交通省令で定める距離）を加えた数値を超える建築物（次号に掲げるものを除く。）

イ 当該前面道路の幅員が十二メートル以下の場合 六メートル

ロ 当該前面道路の幅員が十二メートルを超える場合 当該前面道路の幅員の二分の一に相当する距離

- 二 その前面道路に面する部分の長さが二十五メートル（これによることが不適當である場合として国土交通省令で定める場合においては、八メートル以上二十五メートル未満の範囲において国土交通省令で定める長さ）を超え、かつ、その前面道路に面する部分のいずれかの高さが、当該部分から当該前面道路の境界線までの水平距離に当該前面道路の幅員の二分の一に相当する距離（これによることが不適當である場合として国土交通省令で定める場合においては、二メートル以上の範囲において国土交通省令で定める距離）を加えた数値を二・五で除して得た数値を超える組積造の塀であつて、建物（土地に定着する工作物のうち屋根及び柱又は壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）をいう。）に附属するもの

（要安全確認計画記載建築物に係る報告及び立入検査）

第五条 所管行政庁は、法第十三条第一項の規定により、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、当該要安全確認計画記載建築物につき、当該要安全確認計画

記載建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該要安全確認計画記載建築物の耐震診断及び耐震改修の状況（法第七条の規定による報告の対象となる事項を除く。）に関し報告させることができる。

- 2 所管行政庁は、法第十三条第一項の規定により、その職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地又は要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、当該要安全確認計画記載建築物並びに当該要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

（多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物の要件）

第六条 法第十四条第一号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
- 二 診療所
- 三 映画館又は演芸場
- 四 公会堂
- 五 卸売市場又はマーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 六 ホテル又は旅館
- 七 賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舍又は下宿
- 八 老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
- 九 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 十 博物館、美術館又は図書館
- 十一 遊技場
- 十二 公衆浴場
- 十三 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- 十四 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 十五 工場
- 十六 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
- 十七 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設
- 十八 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物

- 2 法第十四条第一号の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計（当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）とする。

- 一 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 階数二及び床面積の合計五百平方メートル
- 二 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校（以下「小学校等」という。）、老人ホーム又は前項第八号若しくは第九号

に掲げる建築物（保育所を除く。） 階数二及び床面積の合計千平方メートル
三 学校（幼稚園、小学校等及び幼保連携型認定こども園を除く。）、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所又は前項第一号から第七号まで若しくは第十号から第十八号までに掲げる建築物 階数三及び床面積の合計千平方メートル

四 体育館 階数一及び床面積の合計千平方メートル

3 前項各号のうち二以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第十四条第一号の政令で定める規模は、同項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める階数及び床面積の合計とする。

（危険物の貯蔵場等の用途に供する特定既存耐震不適格建築物の要件）

第七条 法第十四条第二号の政令で定める危険物は、次に掲げるものとする。

一 消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二条第七項に規定する危険物（石油類を除く。）

二 危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類又は同表備考第八号に規定する可燃性液体類

三 マッチ

四 可燃性のガス（次号及び第六号に掲げるものを除く。）

五 圧縮ガス

六 液化ガス

七 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第二条第一項に規定する毒物又は同条第二項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）

2 法第十四条第二号の政令で定める数量は、次の各号に掲げる危険物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数量（第六号及び第七号に掲げる危険物にあつては、温度が零度で圧力が一気圧の状態における数量とする。）とする。

一 火薬類 次に掲げる火薬類の区分に応じ、それぞれに定める数量

イ 火薬 十トン

ロ 爆薬 五トン

ハ 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管 五十万個

ニ 銃用雷管 五百万個

ホ 実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線 五万個

ヘ 導爆線又は導火線 五百キロメートル

ト 信号炎管若しくは信号火又は煙火 二トン

チ その他の火薬又は爆薬を使用した火工品 当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数量

二 消防法第二条第七項に規定する危険物 危険物の規制に関する政令別表第三の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の十倍の数量

三 危険物の規制に関する政令別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類 三十トン

- 四 危険物の規制に関する政令別表第四備考第八号に規定する可燃性液体類 二十立方メートル
- 五 マッチ 三百マッチトン
- 六 可燃性のガス（次号及び第八号に掲げるものを除く。） 二万立方メートル
- 七 圧縮ガス 二十万立方メートル
- 八 液化ガス 二千トン
- 九 毒物及び劇物取締法第二条第一項に規定する毒物（液体又は気体のものに限る。） 二十トン
- 十 毒物及び劇物取締法第二条第二項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。） 二百トン
- 3 前項各号に掲げる危険物の二種類以上を貯蔵し、又は処理しようとする場合においては、同項各号に定める数量は、貯蔵し、又は処理しようとする同項各号に掲げる危険物の数量の数値をそれぞれ当該各号に定める数量の数値で除し、それらの商を加えた数値が一である場合の数量とする。
- （所管行政庁による指示の対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件）
- 第八条 法第十五条第二項の政令で定める特定既存耐震不適格建築物は、次に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物とする。
- 一 体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
- 二 病院又は診療所
- 三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- 四 集会場又は公会堂
- 五 展示場
- 六 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 七 ホテル又は旅館
- 八 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 九 博物館、美術館又は図書館
- 十 遊技場
- 十一 公衆浴場
- 十二 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- 十三 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 十四 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
- 十五 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設で、一般公共の用に供されるもの
- 十六 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
- 十七 幼稚園、小学校等又は幼保連携型認定こども園

十八 老人ホーム、老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの

十九 法第十四条第二号に掲げる建築物

2 法第十五条第二項の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める床面積の合計（当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）とする。

一 前項第一号から第十六号まで又は第十八号に掲げる建築物（保育所を除く。） 床面積の合計二千平方メートル

二 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 床面積の合計七百五十平方メートル

三 小学校等 床面積の合計千五百平方メートル

四 前項第十九号に掲げる建築物 床面積の合計五百平方メートル

3 前項第一号から第三号までのうち二以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第十五条第二項の政令で定める規模は、前項の規定にかかわらず、同項第一号から第三号までに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同項第一号から第三号までに定める床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める床面積の合計とする。

（特定既存耐震不適格建築物に係る報告及び立入検査）

第九条 所管行政庁は、法第十五条第四項の規定により、前条第一項の特定既存耐震不適格建築物で同条第二項に規定する規模以上のもの及び法第十五条第二項第四号に掲げる特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、これらの特定既存耐震不適格建築物につき、当該特定既存耐震不適格建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第十五条第四項の規定により、その職員に、前条第一項の特定既存耐震不適格建築物で同条第二項に規定する規模以上のもの及び法第十五条第二項第四号に掲げる特定既存耐震不適格建築物、これらの特定既存耐震不適格建築物の敷地又はこれらの特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、当該特定既存耐震不適格建築物並びに当該特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

（基準適合認定建築物に係る報告及び立入検査）

第十条 所管行政庁は、法第二十四条第一項の規定により、法第二十二条第二項の認定を受けた者に対し、当該認定に係る基準適合認定建築物につき、当該基準適合認定建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該基準適合認定建築物の耐震診断の状況に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第二十四条第一項の規定により、その職員に、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地又は基準適合認定建築物の工事現場に立ち入り、当該基準適合認定建築物並びに当該基準適合認定建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

(要耐震改修認定建築物に係る報告及び立入検査)

第十一条 所管行政庁は、法第二十七条第四項の規定により、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、当該要耐震改修認定建築物につき、当該要耐震改修認定建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該要耐震改修認定建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第二十七条第四項の規定により、その職員に、要耐震改修認定建築物、要耐震改修認定建築物の敷地又は要耐震改修認定建築物の工事現場に立ち入り、当該要耐震改修認定建築物並びに当該要耐震改修認定建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

(独立行政法人都市再生機構の業務の特例の対象となる建築物)

第十二条 法第二十九条の政令で定める建築物は、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）第十一条第三項第二号の住宅（共同住宅又は長屋に限る。）又は同項第四号の施設である建築物とする。

附 則

(地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模な既存耐震不適格建築物の要件)

第二条 法附則第三条第一項の政令で定める既存耐震不適格建築物は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

一 第八条第一項各号に掲げる建築物であること。ただし、同項第十九号に掲げる建築物（地震による当該建築物の倒壊により当該建築物の敷地外に被害を及ぼすおそれが大きいものとして国土交通大臣が定める危険物を貯蔵し、又は処理しようとするものに限る。）にあつては、その外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離が、当該危険物の区分に応じ、国土交通大臣が定める距離以下のものに限る。

二 次のイからへまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該イからへまでに定める階数及び床面積の合計（当該イからへまでに掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）以上のものであること。

イ 第八条第一項第一号から第七号まで又は第九号から第十六号までに掲げる建築物（体育館（一般公共の用に供されるものに限る。ロにおいて同じ。）を除く。） 階数三及び床面積の合計五千平方メートル

ロ 体育館 階数一及び床面積の合計五千平方メートル

ハ 第八条第一項第八号又は第十八号に掲げる建築物（保育所を除く。） 階数二及び床面積の合計五千平方メートル

ニ 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 階数二及び床面積の合計千五百平方メートル

ホ 小学校等 階数二及び床面積の合計三千平方メートル

ヘ 第八条第一項第十九号に掲げる建築物 階数一及び床面積の合計五千平方

メートル

三 第三条に規定する建築物であること。

- 2 前項第二号イからホまでのうち二以上に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法附則第三条第一項の政令で定める既存耐震不適格建築物は、前項の規定にかかわらず、同項第一号及び第三号に掲げる要件のほか、同項第二号イからホまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同号イからホまでに定める階数及び床面積の合計以上のものであることに相当するものとして国土交通省令で定める要件に該当するものとする。

（要緊急安全確認大規模建築物に係る報告及び立入検査）

第三条 第五条の規定は、要緊急安全確認大規模建築物について準用する。この場合において、同条中「法第十三条第一項」とあるのは「法附則第三条第三項において準用する法第十三条第一項」と、同条第一項中「法第七条」とあるのは「法附則第三条第一項」と読み替えるものとする。

耐震改修促進法における規制対象一覧

耐震改修促進法における規制対象一覧			
※義務付け対象は旧耐震建築物			
用途	特定既存耐震不適格建築物の要件	指示対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件	耐震診断義務付け対象建築物の要件
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。	階数2以上かつ3,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上	
体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
病院、診療所			
劇場、観覧場、映画館、演芸場			
集会場、公会堂			
展示場			
卸売市場			
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
ホテル、旅館			
賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿			
事務所			
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上	階数2以上かつ5,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの			
幼稚園、保育所	階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上
博物館、美術館、図書館	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
遊技場			
公衆浴場			
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの			
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗			
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）			
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの		階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設			
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物			
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物	500㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上 （敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に限る）
避難路沿道建築物	耐震改修等促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合は6m超）	左に同じ	耐震改修等促進計画で指定する重要な避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合は6m超）
防災拠点である建築物			耐震改修等促進計画で指定する大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な、病院、官公署、災害応急対策に必要な施設等の建築物

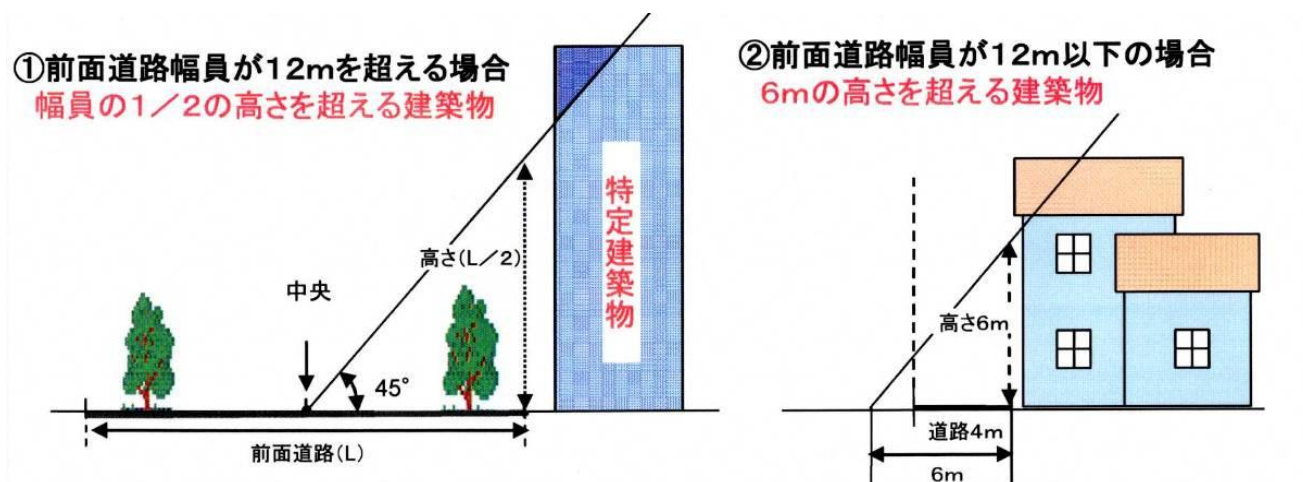
表 耐震改修促進法における規制対象一覧

出典：国土交通省『耐震改修促進法における規制対象一覧』

緊急輸送道路を閉塞させる住宅・建築物

地震による倒壊で道路を閉塞する恐れのある建築物とは、地震時における救援・非難活動等の中心となる道路として指定した道路の沿道において、倒壊により当該道路を閉塞させる危険性がある建築物で、「耐震改修促進法第14条3号」で定められたものを指します。

図 緊急輸送道路を閉塞させる住宅・建築物



燕市の自主防災組織

○燕地区（41 組織）

組織名	結成年月日	会長	構成自治会
仲町自主防災会	平成 9 年 4 月 1 日	自治会長	
穀町自主防災会	平成 10 年 9 月 1 日	自治会長	
本町二丁目自主防災会	平成 14 年 2 月 1 日	自治会長	
宮町自主防災会	平成 16 年 9 月 1 日	自治会長	
幸町自主防災会	平成 17 年 4 月 1 日	自治会長	
本町一丁目自主防災会	平成 17 年 4 月 1 日	自治会長	
寿町自主防災会	平成 17 年 4 月 1 日	自治会長	
小高自主防災会	平成 20 年 4 月 1 日	自治会長	
小池新町自主防災会	平成 20 年 4 月 26 日	自治会長	
秋葉町四丁目自主防災会	平成 20 年 6 月 14 日	自治会長	
小池自治会自主防災組織	平成 20 年 9 月 16 日	自治会長	
佐渡自主防災会	平成 21 年 3 月 8 日	自治会長	
燕南 1 丁目自主防災会	平成 21 年 4 月 1 日	自治会長	
燕南 7 丁目自主防災会	平成 21 年 4 月 1 日	自治会長	
杉名自治会防災組織	平成 21 年 5 月 1 日	自治会長	
八王寺自主防災会	平成 22 年 1 月 1 日	自治会長	
又新自主防災会	平成 22 年 1 月 1 日	自治会長	
白山町 3 丁目自主防災会	平成 22 年 2 月 1 日	自治会長	
花園町自主防災会	平成 22 年 4 月 1 日	自治会長	
勘新自主防災会	平成 22 年 6 月 1 日	自治会長	
西燕町自主防災会	平成 22 年 7 月 1 日	自治会長	
水道町一丁目自主防災会	平成 22 年 10 月 1 日	自治会長	
水道町二丁目自主防災会	平成 22 年 10 月 1 日	自治会長	
中央通三自治会防災委員会	平成 22 年 10 月 1 日	自治会長	
井土巻自治会自主防災会	平成 23 年 1 月 1 日	自治会長	
中央通五の一自主防災会	平成 24 年 1 月 1 日	自治会長	
前郷屋自主防災組織	平成 24 年 2 月 3 日	自治会長	

東町自主防災対策委員会	平成 24 年 8 月 29 日	自治会長	
水道町四丁目自主防災会	平成 24 年 12 月 23 日	自治会長	
新栄町自主防災会	平成 25 年 6 月 1 日	自治会長	
大曲自治会自主防災組織	平成 26 年 6 月 1 日	自治会長	
柳山自治会自主防災組織	平成 26 年 10 月 19 日	自治会長	
杉柳自治会自主防災組織	平成 27 年 1 月 27 日	自治会長	
廿六木四区自主防災組織	平成 27 年 4 月 1 日	自治会長	
日之出町自主防災組織	平成 27 年 4 月 1 日	自治会長	
燕市南 4 丁目自治会防災組織	平成 29 年 9 月 10 日	自治会長	
水道町三丁目自主防災組織	令和元年 10 月 1 日	自治会長	
中央通五ノ三自治自主会防災	令和 2 年 2 月 16 日	自治会長	
燕市朝日町自治会自主防災組	令和 2 年 4 月 1 日	自治会長	
松長地区自治会自主防災組織	令和 3 年 7 月 1 日	地域代表	松橋・長渡・舘野・長所
新生町自主防災会	令和 6 年 1 月 1 日	自治会長	

○吉田地区（52 組織）

組織名	結成年月日	会長	構成自治会
佐渡山自主防災組織	平成 15 年 4 月 1 日	上組自治会	横地・中村・中組・上組
雀森・稲葉自主防災組織	平成 15 年 4 月 1 日	雀森自治会	雀森・稲葉
南組団地町内会自主防災会	平成 18 年 4 月 1 日	自治会長	
新保自治会自主防災組織	平成 15 年 4 月 1 日	自治会長	
富永自主防災組織	平成 15 年 4 月 1 日	自治会長	
高木自主防災組織	平成 17 年 4 月 1 日	高木自治会	
上河原自主防災組織	平成 17 年 4 月 1 日	自治会長	
下栗生津自治会自主防災組織	平成 18 年 6 月 1 日	自治会長	
野本自主防災組織	平成 15 年 4 月 1 日	自治会長	
田中自主防災組織	平成 15 年 4 月 1 日	自治会長	
溝自主防災組織	平成 15 年 4 月 1 日	自治会長	
溝古新自主防災組織	平成 15 年 4 月 1 日	自治会長	
吉田西太田自治会自主防災組	平成 15 年 4 月 1 日	自治会長	
西太田三区自主防災組織	平成 15 年 4 月 1 日	自治会長	
法花堂自主防災組織	平成 15 年 4 月 1 日	自治会長	

春日町自主防災組織	平成 15 年 4 月 1 日	自治会長	
曙町自主防災組織	平成 15 年 4 月 1 日	自治会長	
吉栄自主防災組織	平成 15 年 4 月 1 日	自治会長	
本所自主防災組織	平成 15 年 4 月 1 日	自治会長	
幸町自主防災組織	平成 15 年 4 月 1 日	自治会長	
寿町自主防災組織	平成 15 年 4 月 1 日	自治会長	
宮小路自主防災組織	平成 15 年 4 月 1 日	自治会長	
文京町自主防災組織	平成 17 年 4 月 1 日	自治会長	
鴻巣自主防災組織	平成 15 年 4 月 1 日	自治会長	
若生町自主防災組織	平成 15 年 4 月 1 日	自治会長	
神明町自主防災組織	平成 15 年 4 月 1 日	自治会長	
吉田学校町自治会自主防災組織	平成 15 年 4 月 1 日	自治会長	
東町町内会自主防災組織	平成 15 年 4 月 1 日	自治会長	
下町自主防災組織	平成 15 年 4 月 1 日	自治会長	
吉田神田町自治会自主防災組	平成 15 年 4 月 1 日	自治会長	
中町自主防災組織	平成 15 年 4 月 1 日	自治会長	
吉田大保町自主防災組織	平成 17 年 4 月 1 日	自治会長	
堤町自主防災組織	平成 15 年 4 月 1 日	自治会長	
上町自主防災組織	平成 15 年 4 月 1 日	自治会長	
新田町自主防災組織	平成 15 年 4 月 1 日	自治会長	
浜首町自主防災組織	平成 15 年 4 月 1 日	自治会長	
弥生町自主防災組織	平成 15 年 4 月 1 日	自治会長	
吉田新町自治会自主防災組織	平成 15 年 4 月 1 日	自治会長	
旭町一丁目自主防災組織	平成 17 年 4 月 1 日	自治会長	
旭町二丁目自主防災組織	平成 17 年 4 月 1 日	自治会長	
旭町三丁目自主防災組織	平成 17 年 4 月 1 日	自治会長	
吉田旭町四丁目自治会自主防災組織	平成 16 年 4 月 1 日	自治会長	
水道町自主防災組織	平成 17 年 4 月 1 日	自治会長	
栄町自主防災組織	平成 15 年 4 月 1 日	自治会長	
東栄町自主防災組織	平成 15 年 4 月 1 日	自治会長	

日之出町自主防災組織	平成 17 年 4 月 1 日	自治会長	
粟生津自治会自主防災組織	平成 21 年 1 月 1 日	自治会長	
吉田本町町内会自主防災組織	平成 22 年 2 月 1 日	自治会長	
乙組町内会自主防災組織	平成 22 年 1 月 1 日	自治会長	
庚塚町内会自主防災組織	平成 22 年 1 月 1 日	自治会長	
吉田松岡町町内会自主防災組織	平成 22 年 1 月 1 日	自治会長	
下中野町内会自主防災組織	平成 22 年 5 月 1 日	自治会長	

○分水地区（36 組織）

組織名	結成年月日	会長	構成自治会
分水新町・水道町自主防災組織	平成 19 年 12 月 20 日	地域代表	分水新町一丁目～四丁目・分水水道町
分水学校町自主防災会	平成 20 年 7 月 31 日	地域代表	
真木山自主防災会	平成 20 年 8 月 24 日	自治会長	
幕島自主防災会	平成 20 年 9 月 27 日	自治会長	
砂子塚自主防災組織	平成 20 年 11 月 3 日	自治会長	
熊森自主防災組織	平成 20 年 12 月 1 日	自治会長	
中諏訪自主防災組織	平成 21 年 1 月 10 日	自治会長	
渡部自主防災会	平成 21 年 1 月 18 日	自治会長	
五千石自主防災組織	平成 21 年 1 月 25 日	五千石自治	五千石・下中条
野中才・新長自主防災組織	平成 21 年 1 月 26 日	野中才自治	野中才・新長
長辰自主防災組織	平成 21 年 2 月 1 日	自治会長	
笈ヶ島自主防災組織	平成 21 年 3 月 1 日	自治会長	
国上自主防災組織	平成 21 年 3 月 1 日	自治会長	
分水東学校町自主防災組織	平成 21 年 3 月 28 日	自治会長	
太田自主防災会	平成 21 年 4 月 1 日	自治会長	
大川津自主防災組織	平成 21 年 4 月 1 日	自治会長	
分水大武四丁目自主防災組織	平成 21 年 4 月 1 日	自治会長	
横田区自主防災会	平成 21 年 6 月 1 日	自治会長	
牧ヶ花自主防災組織	平成 21 年 6 月 3 日	自治会長	

新堀自主防災組織	平成 21 年 7 月 11 日	自治会長	
分水旭町町内会自主防災組織	平成 21 年 8 月 1 日	地域代表	分水旭町一丁目～五丁目
地藏堂本町二丁目 1 自主防災組織	平成 22 年 1 月 1 日	自治会長	
分水桜町三丁目自主防災組織	平成 22 年 1 月 1 日	自治会長	
分水向山一丁目自主防災組織	平成 22 年 1 月 1 日	自治会長	
分水向山二丁目自主防災組織	平成 22 年 1 月 1 日	自治会長	
分水向陽自主防災組織	平成 22 年 1 月 1 日	自治会長	
分水弥生町自主防災組織	平成 22 年 1 月 1 日	自治会長	
分水文京町自主防災組織	平成 22 年 1 月 1 日	自治会長	
分水あけぼの一丁目自主防災組	平成 22 年 1 月 1 日	自治会長	
上諏訪自主防災組織	平成 22 年 1 月 1 日	自治会長	
源八新田自主防災組織	平成 22 年 1 月 1 日	自治会長	
分水大武五丁目自主防災組織	平成 22 年 2 月 1 日	自治会長	
笹曲自治会自主防災組織	平成 22 年 11 月 1 日	自治会長	
下諏訪自主防災会	平成 23 年 1 月 1 日	自治会長	
佐善自治会自主防災組織	令和 6 年 6 月 15 日	自治会長	
分水桜町 1 丁目自治会自主防災組織	令和 6 年 9 月 1 日	自治会長	

出典：燕市『自主防災組織』